

<警戒区域内の家屋に代わる不動産を取得された方は裏面を御覧ください>

東日本大震災により家屋の建て替え等をされた方へ

被災代替家屋等の不動産取得税に係る特例控除についてのお知らせ

(令和元年7月改訂版)

東日本大震災により被災した不動産に代わるものを新たに取得された場合、一定の要件を満たしていれば、不動産取得税について特例措置による控除が適用されます。

◆ 特例控除の対象となる不動産の種類

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）及びその敷地の代わりに、令和3年3月31日までに新たに取得した家屋（以下「代替家屋」という。）及びその敷地。

◆ 特例控除の対象となる方

被災家屋及びその敷地の所有者

※相続人、所有者と代替家屋で同居する三親等内の親族、法人の場合は合併法人等も対象となります。

◆ 特例控除を受けるための要件（①及び②の両方に該当していることが必要です）

- ① 被災家屋について、取り壊していること又は譲渡していること（予定を含む。）
被災家屋の敷地については、譲渡していること又は使用しないこと
- ② 代替家屋の用途については、以前のものと同じであること
代替家屋の敷地については、新たに取得した家屋の敷地であること

◆ 評価額から控除される金額の算定方法

① 家屋

$$\text{代替家屋の固定資産評価額} \times \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$$

② 土地

$$\text{代替家屋の敷地の固定資産評価額} \times \frac{\text{被災家屋の敷地の面積}}{\text{代替家屋の敷地の面積}}$$

◆ 提出書類（①以外コピー可）

- ① 不動産の取得に関する申告書（窓口にて備えてあります）
- ② 罹災証明書 ※ 一部損壊は特例控除の対象となりません。
- ③ 被災家屋及びその敷地の所有者、面積がわかるもの（全部事項証明書（登記）、平成22年度または平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書など）
- ④ 代替家屋及びその敷地の所有者、面積がわかるもの（全部事項証明書（登記）、固定資産課税台帳登録事項証明書など）
- ⑤ 被災家屋について譲渡若しくは取り壊しをしていること又はその敷地について使用しないことが確認できる書類（全部事項証明書（登記）、売り渡し契約書、取り壊し証明書など）
- ⑥ 被災家屋について譲渡又は取り壊しをしていない場合は、その理由等が分かるもの
- ⑦ 被災家屋、代替家屋の種類が併用住宅や二世帯住宅の場合は面積内訳が分かるもの（平図面など）
- ⑧ 相続人や同居の三親等内の親族の方が取得された場合は、被災不動産の所有者との関係がわかる書類（戸籍、住民票、除籍謄本など）
- ⑨ 住民票（新たに取得した住宅の所在地に住民票を異動していない場合は、その住宅に居住していることが確認できる書類（公共料金の領収書、郵便物など））
【家屋が住宅の場合のみ。従前の家屋（敷地）と新たに取得した家屋（敷地）の所有者が異なる場合は、所有者全員分】

◆ その他

- ・上記に該当される方は、窓口にて手続きが必要となります。詳しくは、下記まで御連絡ください。
- ・今回お知らせした軽減措置については、新たな家屋の取得がなされてから手続き可能となります。新たな家屋を取得しておらず、土地のみの取得の場合には、現段階では手続きできません。（※新たな家屋の取得が納期限後になる場合には、一旦、納付していただき、家屋の完成後に手続きをしていただくことにより、還付いたします。）
- ・固定資産税についても軽減措置がありますので、いわき市役所にお尋ねください。

（事務担当 福島県いわき地方振興局県税部課税第一課不動産取得税チーム
電話 0246-24-6033）

＜被災した家屋に代わる不動産を取得された方は裏面を御覧ください＞

原子力災害（原発事故）における旧警戒区域内の家屋に代わる不動産を新たに取得された方へ

（令和元年7月改訂版）

原発事故により設定された旧警戒区域内に所有する家屋に代わるものを新たに取得された場合、一定の要件を満たしていれば、不動産取得税について軽減措置が適用されます。

◆ 軽減措置の対象となる方

原発事故により設定された旧警戒区域内（区域再編後の帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を含む。以下同じ。）にある家屋及びその敷地の所有者

※ 相続人、所有者と代替家屋で同居する三親等内の親族、法人の場合は合併法人等も対象となります。

◆ 軽減措置の対象となる不動産の種類

原発事故により設定された旧警戒区域内にある家屋及びその敷地の代わりに新たに取得した家屋及びその敷地

◆ 軽減措置を受けるための要件（①～④の全てに該当していることが必要です）

- ① 警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域内に家屋を所有していること
- ② 新たに取得した家屋の用途については、以前のもと同じであること
- ③ 新たに取得した土地については、新たに取得した家屋の敷地であること
- ④ 警戒区域等の指示が解除されてから4年以内の取得であること

◆ 評価額から控除される金額の算定方法

- ①家屋
新たに取得した家屋の固定資産評価額 × $\frac{\text{旧警戒区域内にある家屋の床面積}}{\text{新たに取得した家屋の床面積}}$
- ②土地
新たに取得した家屋の敷地の固定資産評価額 × $\frac{\text{旧警戒区域内にある家屋の敷地面積}}{\text{新たに取得した家屋の敷地面積}}$

◆ 提出書類（①以外コピー可）

- ① 不動産の取得に関する申告書（窓口にて備え付けてあります）
- ② 旧警戒区域内にある家屋及びその敷地の所有者、面積がわかる書類（全部事項証明書（登記）、平成22年度または平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書など）
- ③ 新たに取得した家屋及びその敷地の所有者、面積がわかる書類（全部事項証明書（登記）、固定資産課税台帳登録事項証明書など）
- ④ 被災家屋、代替家屋の種類が併用住宅や二世帯住宅の場合は面積内訳が分かるもの（平面図など）
- ⑤ 相続人や同居の三親等内の親族の方が取得された場合は、警戒区域内にある家屋及びその敷地の所有者との関係がわかる書類（戸籍、住民票、除籍謄本など）
- ⑥ 住民票（新たに取得した住宅の所在地に住民票を異動していない場合は、その住宅に居住していることが確認できる書類（公共料金の領収書、郵便物、届出避難先証明書など））
【家屋が住宅の場合のみ。警戒区域内にある家屋（敷地）と新たに取得した家屋（敷地）の所有者が異なる場合は、所有者全員分】

※不動産の取得時期によっては、上記提出書類に加え、『不動産取得税減免申請書』の提出が必要な場合があります。（用紙は窓口にて備え付けてあります）

◆ その他

- ・上記に該当される方は、窓口にて手続が必要となります。詳しくは、下記まで御連絡下さい。
なお、今回お知らせした軽減措置の手続きについては、新たな家屋の取得がなされてからとなります。現段階で新たな家屋を取得しておらず、土地のみの取得の場合には、家屋が完成（取得）してから手続をしていただくこととなります。
新たな家屋の取得が納期限後になる場合には、いったん納付していただき、後日、家屋の完成後に手続をしていただくことにより、還付されることとなります。
- ・農業経営を再開するための農地取得についても軽減措置があります。詳しくは下記まで御連絡ください。
- ・固定資産税についても軽減措置がありますので、いわき市役所にお尋ねください。

（事務担当 福島県いわき地方振興局県税部課税第一課不動産取得税チーム
電話 0246-24-6033）